【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の再交付申請について】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
受付時間：　平日　午前８：３０～１１：３０　午後１：００～４：３０



必要書類

必要書類	注意！
□　動物用高度管理医療機器等 販売・貸与業許可証再交付申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
□　旧許可証 （現在、使用している許可証）	○　破損や汚損の場合は、提出してください

□　**手数料**：２，９００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。
※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※　再交付後に紛失した旧許可証を発見した場合は、直ちに返納してください。

※　不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。